

業務費内訳書について（お知らせ）

広島県土木建築局

建設産業課
技術企画課

広島県では、測量・建設コンサルタント等業務の入札時における、業務費内訳書の提出については、適切な見積もりによる入札を進めるため、平成26年6月より実施しているところですが、質問が多い事項について掲載した記入例を作成しましたのでお知らせします。

1 業務費内訳書提出対象業務

県が発注するすべての測量・建設コンサルタント等業務（随意契約方式を除く）

2 業務費内訳書への記入内容

予定価格は税込です。

予定価格	提出対象	記入内容
5千万円以上	全者	・業務費の内訳【様式2】 ・再委託先及び見積額【様式2】 ・労務賃金【様式3】
5千万円未満 1千万円以上	全者 予定価格の概ね90%（調査基準価格）未 満で入札する者	・業務費の内訳【様式2】 ・再委託先及び見積額【様式2】 ・労務賃金【様式3】
1千万円未満	全者 予定価格の概ね90%（調査基準価格）未 満で入札する者	・業務費の内訳【様式2】 ・再委託先及び見積額【様式2】 ・労務賃金【様式3】

※ 予定価格の概ね90%とは、予定価格（税抜）の90%を次のとおり端数処理し、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

- ・予定価格100万円以上：10万円単位とし、端数を切り捨てる。
- ・予定価格100万円未満：1万円単位とし、端数を切り捨てる。

※ 表紙【様式1】及び業務費の内訳【様式2】は、すべての案件で提出が必要です。

3 記入上の留意事項

(1) 業務費内訳書（表紙）【様式1】

- ア 入札者の住所、商号又は名称、業務名、業務場所を記入すること。
- イ 調査基準価格未満で入札する場合は、県が定める【様式1】業務費内訳書（表紙）の1から4（建築関係の場合は1～3）について回答を記入すること。
- ウ 測量・建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱第7条第3項に定める重点調査対象となる場合は、県が定める【様式1】業務費内訳書（表紙）の5（建築関係の場合は4）について回答を記入すること。

(2) 業務費の内訳【様式2】

- ア 業務費内訳表に記載されている、費目・工種・施工明細など、単位及び数量（建築関係の場合は、費目及び特別経費の内訳について、単位及び数量）を漏れなく記入したうえで、見積額を記入すること。

<p>イ 業務価格は、入札価格と同額であること。(業務価格が複数設定されている業務費内訳表においては、業務価格の合計と入札金額が同額であること)</p> <p>ウ 業務名、業務場所、入札者の商号又は名称、登録番号(入札参加資格)、本店所在地及び所要履行期間(日数)を記入すること。</p> <p>エ 諸経費等については、適用される積算基準等に基づいて必要額を記入すること。</p>
<p>(3) 再委託先及び見積額【様式2】</p> <p>ア 業務費の内訳に記入した全ての項目について、入札者及び全ての再委託予定者の内訳を記入すること。</p> <p>イ 全ての再委託予定者の、商号又は名称、登録番号(入札参加資格)、本店所在地及び履行所要期間(日数)を記入すること。</p> <p>ウ 再委託予定者から見積りを徴取する際は、再委託予定者が負担すべき法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促すとともに、提出された見積書の内容を反映して記入すること。(全ての再委託予定者の見積書の写しを添付すること。)</p>
<p>(4) 労務賃金調書【様式3】</p> <p>ア 入札者及び全ての再委託予定者について記入すること。</p> <p>イ 職種欄に該当職種がない場合は、行を追加して記入すること。</p>

4 失格の取扱い

提出された業務費内訳書については、内容を審査し、基準を満たさない場合は失格とし、落札者とししないものとします。

(1) 審査の対象

落札候補者、落札候補者が次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降の落札候補者

(2) 次に該当する者は失格とし、落札者とししないものとします。

ア 2に掲げる、予定価格及び入札金額により県が求める業務費内訳書の各様式が開札時に提出されていない場合

イ **【様式1】業務費内訳書(表紙)に入札者の住所・商号又は名称が記入されていない場合、入札者の押印がない場合**(押印は、電子入札システムにより提出する場合を除く)

ウ **【様式1】業務費内訳書(表紙)に当該業務の業務名・業務場所が記入されていない場合**(業務名・業務場所に誤りがある場合を含む)

エ **【様式2】「業務費の内訳」の合計金額と入札金額が異なる場合**

オ **【様式2】「業務費の内訳」及び「再委託先及び見積額」に記入すべき項目の記入がない場合**(業務名、業務場所、商号又は名称、登録番号、本店所在地、所要履行期間の記入がない場合。業務名、業務場所に誤りがある場合を含む)

カ 2に掲げる、予定価格及び入札金額により**【様式2】「再委託先及び見積額」の記入を求める場合で、再委託を予定しているが、再委託先からの見積書の添付がない場合又は見積書に記入された業務価格と「再委託先及び見積額」に記入した業務価格が一致しない場合**

キ 【様式2】「業務費の内訳」に、業務費内訳表に記載されている費目・工種・施工名称など、単位、数量及び金額が漏れなく記入されていない場合

ク 予定価格5千万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）で、【様式3】労務賃金調書の入札者及び全ての再委託予定者について記入がない場合

ケ 業務費内訳書において、2「業務費内訳書への記載内容」及び3「記入上の留意事項」に掲げる、予定価格及び入札金額により県が求める記入内容について、上記以外で記入漏れがある場合

5 提出方法等

電子入札システムを使用して入札書を提出する際に、添付して提出すること。ただし、電子ファイルの容量（3MBまで）の問題により添付しての提出ができない場合には、書面で提出することができる。（※電子入札システムへは工事（業務）費内訳書持参提出連絡票等（[様式\(WORD形式\)\(32KB\)](#)）を添付してください。）

なお、書面参加者は、書面により業務費内訳書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出すること。

ア 提出者の商号又は名称

イ 業務費内訳書が在中している旨

ウ 当該入札等に係る業務等の名称及び開札日

6 その他

- ・ 提出された業務費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めていません。
- ・ 提出された業務費内訳書は、返却していません。
- ・ 提出された業務費内訳書は、公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する場合があります。
- ・ 提出された業務費内訳書は、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づく開示の対象となります。
- ・ 業務費内訳書の取扱いについては、ここに記載のもののほか、「広島県業務費内訳書取扱要領」によるものとします。
- ・ 業務費内訳書に誤りがあったため、落札者とならなかった入札が多数発生しています。2「業務費内訳書への記載内容」及び3「記入上の留意事項」を必ずご確認ください。